

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県議会情報公開条例の一部改正について

1 条例の改正理由

社会経済活動や行政施策の広域化、交通通信網の発達等により県議会に関する情報を必要とする者が県の区域内に住所を有する者等（以下「県民等」という。）に限定されなくなること等にかんがみ、県民等以外のものについても開示請求ができることとし、もって開かれた県議会の実現に資する。

2 条例の概要

- (1) 何人も、鳥取県議会が保有する公文書の開示を請求することができることとする。
- (2) その他所要の改正を行う。
- (3) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

危機的な県の財政状況を踏まえ、鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額を減ずる特例措置の実施期間を延長する。

2 条例の概要

- (1) 条例の失効期限を、平成23年4月1日以降最初に招集される鳥取県議会の定例会の閉会の日の属する月の末日（現行 平成22年3月31日）まで延長する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県議会委員会条例の一部改正について

1 条例の改正理由

統轄監が設置されたことに伴い、常任委員会の所管について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 総務教育常任委員会の所管に統轄監に関する事項を加える。
- (2) 施行期日は、平成22年4月1日とする。